

西会津町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月

西会津町

目次

はじめに.....	1
第1部 計画策定の趣旨・位置付け.....	2
第1章 計画策定の趣旨.....	2
第1節 感染症危機を取り巻く状況.....	2
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画.....	3
第2章 計画の位置付け.....	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方.....	5
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的.....	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	5
第3節 新型インフルエンザ等対策の時期区分.....	7
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	8
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	11
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点.....	14
第1節 町行動計画における対策項目.....	14
第2節 対策項目ごとの基本理念の目標.....	14
第3節 複数の対策項目の共通する横断的な視点.....	16
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	18
第1章 実施体制.....	18
第1節 準備期.....	18
第2節 初動期.....	19
第3節 対応期.....	19
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	21
第1節 準備期.....	21
第2節 初動期.....	22
第3節 対応期.....	23
第3章 まん延防止.....	25
第1節 準備期.....	25
第2節 初動期.....	25
第3節 対応期.....	26
第4章 ワクチン.....	27
第1節 準備期.....	27
第2節 初動期.....	29
第3節 対応期.....	29

第5章 保健.....	3 1
第1節 準備期.....	3 1
第2節 対応期.....	3 1
第6章 物資.....	3 2
第1節 準備期.....	3 2
第2節 対応期.....	3 2
第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保.....	3 3
第1節 準備期.....	3 3
第2節 初動期.....	3 4
第3節 対応期.....	3 4
用語集.....	3 7

はじめに

「西会津町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「町行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第8条の規定に基づき、感染症危機が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護し町民生活・地域経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に策定した。

国においては、特措法第6条に基づき、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を策定し、福島県では平成25年12月「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を策定した。これらを受けて町では平成27年3月に町行動計画を策定した。

今般、国では、新型コロナウイルス感染症¹（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）で明らかになった課題や経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月に「政府行動計画」を全面改定した。これに伴い、県においても感染症危機の発生時において迅速かつ的確な対応に向けた準備を計画的に進めるため、令和7年3月に「県行動計画」を改定した。

これらのことから、特措法の規定により、「政府行動計画」及び「県行動計画」と整合性を図り、町行動計画を改定した。

次なる感染症危機に備え、国や県、関係機関との緊密な連携を図りながら、町行動計画に基づき平時の備えに万全を期すとともに、有事において必要な対策を迅速かつ着実に実施していくものとする。

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

第1部 計画策定の趣旨・位置付け

第1章 計画策定の趣旨

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらにグローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生している。

とりわけ新型コロナは、令和元年（2019年）12月末に中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生した後、世界中に感染が拡大し、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こした。町内においても感染の拡大、縮小を繰り返しながら、長期間にわたり町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活や地域経済に大きな影響を及ぼした。感染症危機は新型コロナで終わるものではなく、新型インフルエンザ等の新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、人獣共通感染症について、ヒト、動物及び環境の分野横断的な課題解決に取り組むワンヘルス・アプローチや既知の感染症であっても特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる、または効かなくなる薬剤耐性（AMR）への対策等の推進も重要な観点である。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新興感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、県内及び町内の危機管理として重大な問題である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

1 「政府行動計画」の策定・改定

国は、平成17年に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓を踏まえ、平成24年4月に特措法が制定されたことに伴い、平成25年6月、新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す「政府行動計画」を策定した。

令和元年12月以降の新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、令和6年7月、「政府行動計画」を全面改定した。

2 「県行動計画」の策定・改定

福島県は、平成17年12月に「県行動計画」を策定した後、平成25年12月には、特措法に基づき新たに「県行動計画」を改定した。

新型コロナ対応を踏まえた「政府行動計画」の改定に伴い、令和7年3月、「県行動計画」を全面改定した。

3 「町行動計画」の策定・改定

町では、平成17年12月に県が「県行動計画」を策定後、国全体として万全の体制を整備し対策の強化を図ることが必要であることから、平成27年3月に町行動計画を策定した。

今回、新型コロナ対応を踏まえた「政府行動計画」及び「県行動計画」の改定に伴い、町行動計画を改定し次なる感染症危機に備えるものである。

第2章 計画の位置付け

町行動計画は、特措法第8条に基づき、「政府行動計画」及び「県行動計画」との整合性を図り、新型インフルエンザ等対策の実施に関して定めるものである。

1 町行動計画で定める事項

- (1) 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- (2) 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び町民への適切な方法による提供
- (3) 町民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- (4) 生活環境の保全その他の町民生活及び地域経済の安定に関する措置
- (5) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- (6) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

2 町行動計画の推進体制及び進捗管理・見直し

町行動計画の推進については、健康増進課を中心とし関係課及び関係機関と横断的な連携体制のもと取組の進捗管理を行う。

また、国は概ね6年ごとに「政府行動計画」の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとしていることから、必要に応じ町行動計画についても変更を行うものとする。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、県内、さらには本町への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康、町民生活や地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には町民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- 2 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

町行動計画では対策の時期区分を準備期、初動期及び対応期の大きく3つとしているが、いずれのフェーズにおいても、町は町民にとって最も身近な行政主体であることを踏まえ適切に対応をしていく。

このうち対応期の初期段階では、町は国及び県からの要望や要請を受けて、業務継続計画に基づく対応や、学校の臨時休業等の社会活動制限による対応と町民の行動抑制の普及を通じて、感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせるとともに、町民の生命及び健康を保護しつつ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保し、地域経済活動の両立を目指していく。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえつつ、中長期的に複数に感染の波が生じることも想定し、様々な状況で幅広く対応できるように、以下の1から4までの考え方により、対策の選択肢を示すものとする。

- 1 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、

病原体の状況に応じた対策等についても考慮する。

- 2 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- 3 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで柔軟に対策を切替えることを基本とする。
- 4 病原体の変異による病原性や感染症の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化についても想定する。

また、科学的知見及び国や県の対策等を踏まえて、本町の地理的な条件、人口分布、少子高齢化、交通機関等の社会状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総括的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえて、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼びかけを行うことが必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いや咳エチケット²、場面に応じたマスク着用等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

2. 咳・くしゃみの飛沫により他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際には、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること。

第3節 新型インフルエンザ等対策の時期区分

【準備期】【初動期】【対応期】の3つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定める。

1 【準備期】

○新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）

- ・地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、町民に対する啓発や町における業務継続計画等の策定、DXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

2 【初動期】

○国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期

- ・国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階において、初動対応の体制への切替えを行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

3 【対応期】

○基本的対処方針に基づく対策を講ずる時期

- ・対応期の中でも以下の（1）から（4）の時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講ずるものとする。

（1）封じ込めを念頭に対応する時期

- ・町内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、まずは封じ込めを念頭に対応する。

（2）病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・町内で感染が拡大し、感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
- ・対策の検討に当たっては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、各対策項目の具体的な内容を定めるとともに、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性等の変化の可能性を考慮する。
- ・感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等

については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

(3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬等の普及等により新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切替える。
- ・ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

(4) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生やその他準備段階に、特措法その他の法令、政府・県・町それぞれの行動計画または業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(1)から(6)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練等により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国・県・町内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。

(3) 関係者や町民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民に持ってもらうとともに、次なる感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや国及び県との連携により訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(6) 負担軽減や情報の有効活用、国・県・町の連携等のためのDXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国・県・町の円滑な連携等を図るためのDXの推進や人材育成等の取組を進める。

2 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、以下の(1)から(4)までの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

また、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から情報収集・分析の体制整備を進める。

(2) 医療提供体制と町民生活及び地域経済活動への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。

リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況にあわせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について、国のガイドライン等を踏まえ、可能な範囲で事前に検討を行う。

(4) 町民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の町民の理解を深めるためのわかりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により適切な判断や行動を促せるようにする。

特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信する。

3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。特措法による要請や行動制限等の実施に当たっては、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとともに、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民に対して十分に説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意し、町民の安全の確保を図り、新型インフルエンザ等による社会分断が生じないよう取り組む。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は県とともに、対策本部を中心として相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、必要に応じ町は県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

5 感染症危機下の災害対応

感染症危機下において災害対応が必要となる事態についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有など、県との連携体制の整備等に取り組む。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、県と連携し、災害の発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

6 記録の作成や保存

町は、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を適切かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生前は、「政府行動計画」に基づき準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報共有を行う。

2 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適切な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関または医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

3 町の役割

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる視点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

したがって新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

5 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者について、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるように、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や、重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

7 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者について、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

8 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）などの個人レベルでの感染対策を実施するように努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

したがって新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている予防接種等の対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく取り組みやすいものとするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- 1 実施体制
- 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 3 まん延防止
- 4 ワクチン
- 5 保健
- 6 物資
- 7 町民生活及び地域経済の安定の確保

第2節 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ対策の主たる目的の実現にあたってそれぞれの項目が関連していることから、一連の対策として実施される必要がある。

そのため、以下の示すそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行う。

1 実施体制

新型インフルエンザ等が発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、庁内関係課間等の連携を確保しながら、庁内が一体となった取組を推進する。

感染症危機は、町民の生命及び健康、町民生活及び地域経済活動に大きな影響を及ぼすことから、国家の危機管理の問題として捉え、新型インフルエンザ等が国内で発生、またはその疑いがある場合は、町は緊急かつ総合的な対応を行う。

このため、政府対策本部が設置され、直ちに県が対策本部を設置した場合において、必要に応じて町は対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見、差別等が発生したり、偽・誤情報が流布するおそれがある。

こうした中で表現の自由に十分配慮しつつも各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、町民、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、県や関係団体とも連携し、可能な限り双方のリスクコミュニケーションに努め、町民が適切に判断・行動できるような情報提供・共有等を行う。

3 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

このため、町は、県及び国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止重点措置の実施や緊急事態措置を行うことについて事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

4 ワクチン

ワクチンの接種により個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、治療を要する患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、町は、国、県、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく。

5 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

このため、町は、感染症有事体制に移行するにあたっては、県からの要請を受けて必要な協力をを行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

6 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全県的かつ急速にまん延する恐れがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれ、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防

ぐことが重要である。

このため、町は、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

7 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活や地域経済活動に大きな影響が生じる可能性がある。

このため、町は、国や県と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民に必要な準備を行うことを勧奨する。

事業者や町民生活及び地域経済活動への影響に対して、国及び県が講ずる支援対策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討する。

第3節 複数の対策項目の共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の1から3までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- 1 人材育成
- 2 町、国及び県の連携
- 3 DXの推進

1 人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要であり、災害対応等における全庁体制等の近隣領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組む。

また、地域の医療機関等においても、町や国、県、関係団体等による訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進める。

2 町、国及び県の連携

国と地方公共団体との適切な役割分担のもと、国が基本的な方針を定め、それをもとに、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の事情に応じて行う。

また、町は、町民に最も近い行政単位として予防接種や町民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えを万全なものとするためには、町、国及び県の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時は町と県及び保健所との連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。

3 DXの推進

近年、取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でもリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発へのデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

国は、DX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していく。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制³

感染症危機は町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、本町全体、そして国家の危機管理の問題として取り組む必要があり、国、県、町、医療機関、その他関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

1 実践的な訓練の実施

町は、「政府行動計画」及び「県行動計画」の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

2 町行動計画等の策定や体制整備・強化

(1) 町は、新型インフルエンザ等対策に係る町行動計画を策定・変更する。また、行動計画を策定・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く⁴。

(2) 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定・変更する。

(3) 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

3 国、県及び関係機関等との連携の強化

(1) 町は、国や県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

3. 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

4. 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、町が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

- (2) 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内及び県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- (3) 町は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

第2節 初動期

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 国が政府対策本部を設置した場合⁵や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (2) 町は、必要に応じて、第1節（準備期）2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁶を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁷ことを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

1 基本となる実施体制の在り方

町は、政府対策本部または県対策本部が設置された場合、速やかに以下の実施体制がとれるよう、所要の準備を行う。

(1) 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなると認める時は、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁸を要請することができる。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めた時は、他の市町村または県に対して応援を求める⁹。

5. 特措法第15条

6. 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

7. 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する町は、地方債を発行することが可能。

8. 特措法第26条の2第1項

9. 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

(2) 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援¹⁰を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保¹¹し、必要な対策を実施する。

2 緊急事態の措置の検討等について

(1) 緊急事態宣言の手続き

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する¹²。町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するための必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う¹³。

3 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する¹⁴。

10. 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

11. 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、または生じるおそれがあるものとして総理大臣が指定する町は、地方債を発行することが可能。

12. 特措法第 34 条第 1 項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、町は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

13. 特措法第 36 条第 1 項

14. 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション¹⁵

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分に配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、町民の感染症に対する意識の把握に努め、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生前における町民への情報提供・共有

(1) 町における情報提供・共有について

町は、平時から県と連携し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、町民の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、わかりやすい情報提供・共有を行う。

なお、保育施設や学校、職場は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び町の福祉介護課や健康増進課、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、町は教育現場を始め、こどもに対するわかりやすい情報提供・共有を行う。

(2) 偏見・差別等に関する啓発

町は、県及び関係機関と連携し、様々な機会を捉えて、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなり得ること等について啓発する。

また、町は、健康増進課と教育委員会等が連携し、児童・生徒への感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組むとともに、保護者に対しても、科学的根拠に基づいて感染症に正しく向き合うよう啓発に努める。

15. 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

(3) 偽・誤情報に関する啓発

SNSの普及等に伴い情報の発信・拡散が容易となつていくとともに、一たび拡散された偽・誤情報への対処は困難である。

町は、県及び関係機関と連携し、国が提供・共有する情報を活用しながら、町民が正しい情報を円滑に入手できるよう科学的知見等に基づく情報提供に取り組むとともに、町民へ正しい情報の選択と冷静な判断を呼びかけるとともに、SNS等における偽・誤情報の流布を把握し、県と連携して迅速に正確な情報を発信することで、社会的混乱を防止する体制を整備する。

2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

町は、県と連携し、町民が新型インフルエンザ等の発生時に実施し得るまん延防止対策を含めた必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分ではない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民からの一般相談に応じるため、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮など、県が進める相談対応に必要な体制整備に協力する。

第2節 初動期

1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1) 町は、国が準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえて提供する情報に基づき、県や関係団体等との情報提供・共有を行う。
- (2) 町は、県と連携し、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分ではない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

2 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、町民の反応や関心を把握し可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- (2) 町は、国からの要請に基づき、相談窓口を設置し、国及び県が設置するコールセンターを活用したり、国が作成するQ&A等のホームページ掲載など、相談対応に必要な体制を整備するとともに、関係課で情報を共有する。

3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、県及び関係機関と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染

者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなり得ること等について、その状況を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

あわせて、県をはじめ、国やNPO等が設置する偏見・差別等に関する相談窓口の情報について町民に周知するなど、県と連携し、町民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

4 医療提供体制の確保に関する周知

町は、県と連携し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法について周知する。

第3節 対応期

1 基本的対応方針

以下の項目については、初動期に引き続き対応を行う。

- ・迅速かつ一体的な情報提供・共有
- ・双方向のコミュニケーションの実施
- ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応

2 医療提供体制の確保に関する周知

町は、県と連携し、地域の医療提供体制や相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について町民に周知する。

3 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民への協力要請の方法が異なり得ることから、町は、県と連携し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいてわかりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得よう努める。

4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに伴い、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、町は、町民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得よう努める。

5 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の対応

町は、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期においては、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する等の所要の措置を講ずるとともに、県と協力して、町民への周知を行う。

6 リスク評価に基づく情報収集・分析結果の情報提供・共有

町は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する国の分析結果について、県が行う情報提供・共有に協力する。

第3章 まん延防止¹⁶

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を踏まえ、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が地域経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

1 まん延防止対策の準備

町は、国からの要請を踏まえ、町内における新型インフルエンザ等のまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

16. 特措法第8条第2項第2号ロ(新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項)に対応する記載事項。

第3節 対応期

1 患者や濃厚接触者以外の町民に対する基本的な感染対策に係る要請等

町は、県と連携し、町民に対し、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を推奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

また、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には、必要に応じ、町民等に対して症状の有無にかかわらずマスクを着用するよう呼びかけるなど、より効果的な感染対策の徹底を求める。

第4章 ワクチン¹⁷

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、国、県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしていく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国は安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、事前の計画を踏まえつつ、町は県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制を構築し、ワクチンの接種を行う。

第1節 準備期

1 ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	【文房具類】
<ul style="list-style-type: none"> ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バック・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

17. 特措法第8条第2項第2号ロ

2 ワクチンの供給体制

(1) ワクチンの流通に係る体制の整備

町は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県との連携方法及び役割分担にて協議する。

(2) ワクチンの分配に係る体制の整備

町は、国がワクチン分配のシステムを整備することを踏まえ、県と連携して速やかに分配できる体制が構築できるよう協力する。

3 基準に該当する事業者の登録等

町は、特定接種の対象者と事業者に対する登録作業に係る周知など、国による事業者登録の取組に協力する。

4 接種体制の構築

(1) 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

(2) 特定接種

町は、県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対する特定接種の実施主体として、接種を円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

(3) 住民接種

町は、県と連携し、国等の協力・支援を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討し、平時から接種体制の構築を図るなど、必要な準備を進める。

また、円滑な接種の実施のため、システムを活用して、全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能とするよう取組を進める。

5 情報提供・共有

町は、医療機関や教育機関等と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位のあり方など、国が提供する情報をもとに町民にわかりやすい情報発信を行い、予防接種やワクチンへの理解促進を図る。

6 DXの推進

町は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化など、国が進めるDXを活用し、新型インフルエンザ等の発生により予防接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理を行えるよう必要な準備を進める。

第2節 初動期

1 ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節1において必要と判断し準備した資材については、適切に確保する。

2 接種体制

(1) 予防接種に係る情報収集、提供・共有

- ① 町は、県と連携し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等について積極的に情報を収集し、県との情報共有を早期に行うよう努める。
- ② 町は、県と連携し、予防接種の開始に向け、副反応を含めた接種に関する相談対応体制の整備や相談窓口の周知に努める。

(2) 接種体制の構築

- ① 町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
- ② 町は、国が大規模接種会場の設置や職域接種等の実施が必要と認める場合は、県と連携して必要な準備を行う。

第3節 対応期

1 接種体制

- (1) 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- (2) 町は、予防接種を推進するため必要があるときは、県や医師会等と連携して、接種に携わる医療従事者を確保する。
- (3) 町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことに伴い追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、県や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図る。
- (4) 地方公務員に対する特定接種の実施

町は、国が特定接種を実施することを決定した場合に、国及び県と連携し新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(5) 住民接種

① 予防接種体制の構築

ア 町は、国が決定した住民接種の接種順位に基づき、町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

イ 町は、原子力災害等により、住民票のある市町村の区域外に避難している者が接種を希望する場合に、円滑に予防接種を受けることができるよう、国や県、避難元自治体と連携して対応する。

② 接種開始及び接種体制の拡充

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討するほか、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉介護課や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

③ 接種記録の管理

町は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

2 情報提供・共有

町は、予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンの理解を深めるために国が提供・共有する情報について町民への周知・共有を行う。

3 健康被害に対する速やかな救済

町は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者への救済制度について、町民へ周知を行うとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。

第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。

第1節 準備期

1 人材の確保

町は、新型インフルエンザ等の発生時において、保健所へ応援職員を派遣協力することについて、平時から県と協議し、感染症有事体制を構成する人員確保に取り組む。

2 生活支援の準備

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等について、町は県と連携し、感染症危機に備えた体制の準備を進める。

3 健康観察の準備

町は、県が進める健康観察の実施体制整備に協力する。

第2節 対応期

1 主な対応業務の実施

(1) 有事体制における情報共有

町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

(2) 健康観察及び生活支援

① 町は、県が実施する健康観察に協力する。

② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

(3) 感染状況に応じた取組

町は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき、県と協力しながら実施する。

第6章 物資¹⁸

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物質等の急激な利用の増加が見込まれる。

感染症対策物質等の不足により、医療や検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物質等が公共施設等で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

第1節 準備期

1 感染症対策物資等の備蓄等¹⁹

(1) 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務または業務に関する新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²⁰。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²¹。

(2) 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 対応期

町は、県との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や関係機関等とともに、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

18. 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項。

19. ワクチン接種資機材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

20. 特措法第10条

21. 特措法第11条

第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保²²

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、国及び県と連携し、町民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民は、平時の準備を基に自ら事業継続や感染防止に努める。

第1節 準備期

1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係課等間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

3 物資及び資材の備蓄

(1) 町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な医薬品、医療機器、個人防護具その他の物資及び資材を備蓄する²³。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²⁴。

(2) 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等を把握するとともに、要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して検討し、その具体的手続を決めておく。

22. 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項。

23. 特措法第10条

24. 特措法第11条

5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制の整備について、県に協力する。

第2節 初動期

1 業務継続に向けた準備等の要請

町は、県が、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請した場合には、周知に協力する。

2 遺体の火葬・安置

町は、国からの要請に基づく県の要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

1 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(2) 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を踏まえ、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限²⁵やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

25. 特措法第45条第2項

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、町行動計画に定める対策のほか、町民生活及び地域経済の安定のために適切な措置を講じる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務または国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる²⁶。

(5) 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、国からの要請に基づく県の要請に応じ、火葬場の稼働を促す。
- ② 町は、国からの要請に基づく県の要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要がある認める場合で、当該市町村長以外の市町村長による埋葬または火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めた場合には、当該特例に基づき対応する。

2 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業継続に関する事業者への要請等

町は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに事業所や職場における感染防止対策の実施を要請することについて、県に協力する。

(2) 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置や相談窓

26. 特措法第59条

口の設置、その他の必要な措置について、公平性にも留意し、効果的に講ずるとともに、関係者への周知を行う。

(3) 町民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

用語	内 容
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。 なお、感染症法に基づく医療措置協定において、N95 マスク、サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の 5 物資の備蓄を推奨している。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと

	<p>認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
<p>リスクコミュニケーション</p>	<p>個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。</p>